

出席停止について

学校は、多くの生徒が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼすこととなります。そのため、学校保健安全法では、感染症の予防のため、校長が「出席停止」の指示を行うこととされています。

以下の感染症に罹った時は、すみやかに担任への連絡をお願いします。また、治って登校する際には、他への感染のおそれがないことを「治癒証明書」により医師に判断していただき、必ず学校に持参してください。

< 第一種の感染症 >

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病
ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群及び鳥インフルエンザ

< 第二種の感染症 >

インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

< 第三種の感染症 >

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(※)

※ 第三種の「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるもので、直ちに出席停止の対象となるということではありません。

その他の感染症の例

感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など)、サルモネラ感染症
カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、急性細気管支炎(RSウイルス感染症など)、EBウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎、とびひ、水いぼ、アタマジラミ、疥癬、皮膚真菌症など